



概要版

青梅市 こども計画

令和7年度～令和11年度
(2025～2029)

こどもがまんなかのまちづくり

令和7年(2025)3月
青梅市

1 計画策定の背景と目的

我が国における急速な少子・高齢化は、労働力人口の減少や社会保障負担の増加など、社会経済へ深刻な影響を招くものとして懸念されています。また、児童虐待やひきこもり、インターネット問題、就業問題、自殺やいじめなど、子どもや若者を取り巻く課題も多岐にわたります。

このような社会情勢を背景に、国においては令和5（2023）年4月に、日本国憲法、児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の精神にのっとり「こども基本法」が施行され、市町村において「こども計画」を策定することが努力義務とされ、同年12月には「こども大綱」が閣議決定されました。この法律と大綱は、すべてのこども・若者が幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すものです。

☆こどもまんなか社会☆

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法および子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会

市では、令和5（2023）年4月に開始した「第7次青梅市総合長期計画」（以下、「総合長期計画」という。）において、基本理念および取り組むべき施策の基本事項を定めた「青梅市こども基本条例（仮）」を制定する方向が示され、全てのこどもが誰一人取り残されることなく、将来への希望をもって健やかに育っていく地域社会を実現する「こどもがまんなかのまちづくり」を掲げ、こども・若者に重点をおいた施策を展開していくこととしました。

従来の青梅市子ども・子育て支援事業計画を継承しつつ、国や都の動向と総合長期計画の施策の方向性を踏まえ、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けて、ここに「青梅市こども計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

2 計画の位置づけおよび期間

本計画は、こども基本法第10条にもとづく「市町村こども計画」として、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5か年を計画期間としています。

加えて、下表に記載の関係する法令に基づく各計画を包含するとともに、少子化社会対策基本法に対応する事業を含んだ計画となっています。

対象者および年齢は、各法令に基づくものとしています。

計画名	根拠法令	対象者・年齢
こども計画	こども基本法	心身の発達の過程にある者全て
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
次世代育成支援地域行動計画	次世代育成支援対策推進法	男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするための計画で、年齢の設定は無い
子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法	「子ども」は18歳未満、 「若者」は18歳～39歳まで
こどもの貧困対策推進計画	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律	法に定めは無く、市では従前の計画にもとづき、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者とする。

3 計画の策定体制

本計画は、「青梅市子ども・子育て会議」および「青梅市こども・子育て施策庁内推進委員会・同部会」において、策定作業を重ねてきました。

また計画策定にあたっては、当事者となるこども、若者、子育て世代の意見を参考とするため、令和5（2023）年度には、小学生以下の保護者と中・高校生を対象とした「こども・子育て推進に関する実態調査」を、令和6（2024）年度には、小学生から高校生相当年齢までの「こどもアンケート」ならびに18歳から39歳までの「若者アンケート」、こどもたちや若者との意見聴取会を実施しました。

さらにパブリックコメントを実施し、広く市民から意見を聴取し、計画に反映しました。

※文中の「こども」や「子ども」等の表記は、国の判断基準に則し、特別な場合を除き「こども」を用いています。法令に根拠がある語や固有名詞等については、そのとおりの記載としています。
※令和6（2024）年度までは「青梅市子ども・子育て会議」でしたが、令和7（2025）年度から「青梅市こども・子育て会議」に改称しています。

4 こども・子育てを取り巻く状況

人口の状況：年齢3区分別人口の推移

本市の総人口は令和6（2024）年4月現在で129,178人となり、年々減少しています。ただし、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）と、生産年齢人口（15～64歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しています。

区 分	令和2年 (2020)		令和6年 (2024)	増減数	人口構成率
総人口	132,593人	→	129,178人	△3,415	100.00%
年少人口 0～14歳	14,030人	→	12,201人	△1,829	9.45%
生産年齢人口 15～64歳	78,193人	→	75,403人	△2,790	58.37%
老年人口 65歳以上	40,370人	→	41,574人	1,204	32.18%

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

出生の状況：合計特殊出生率の推移

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計した合計特殊出生率は、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの平均のこどもの数であり、この数字は一般に少子化問題との関係で用いられます。本市の合計特殊出生率は令和5（2023）年現在では1.03となっています。また、全国・都と比較すると低い値で推移しています。

区 分	令和元年 (2019)		令和5年 (2023)	減少率	5年平均
青梅市	1.15	→	1.03	△10.43%	1.07
東京都	1.16	→	0.99	△14.66%	1.08
全国	1.36	→	1.20	△11.76%	1.29

資料：東京都保健医療局人口動態統計（市、都）、厚生労働省人口動態調査（全国）

5 計画の基本方針・基本目標

本計画は、全てのこどもが誰一人取り残されことなく、将来への希望を持って健やかに育っていく「こどもがまんなかのまちづくり」の実現に向け、未来を担う青梅市に関わる全てのこどもたちの幸福な成長と自己実現を願い、策定するものです。

以上を踏まえ、国の「こども大綱」を勘案し、総合長期計画のまちづくりの基本方向「2 こども・若者・教育・子育て」における10年後の市の目指す姿として掲げる目標を総合して、以下の基本方針を定め、計画の目指すところとして、三つの基本目標を定めました。

基本方針

こどもがまんなかのまちづくり

基本目標

- 1 こどものウェルビーイングを実現します
こども基本法の精神にのっとり全てのこどもの福祉の実現を目指す
- 2 こどもの成長に応じた子育て・子育てを支援します
こどもの成長に合わせた適切な支援の充実を目指す
- 3 保護者が安心して産み・育てることができる環境を確保します
子育て当事者への支援の充実を目指す

計画の重要施策は、令和6（2024）年3月に設置した「青梅市こどもまんなか応援基金」を活用し、計画を滞りなく推進していきます。

また、「こどもまんなか社会」の実現に向けた、基本理念を定める「青梅市こども基本条例（仮）」の制定については、計画の重要な施策のひとつとし、こどもや若者、市民との対話を積み重ね、作り上げていきます。

6 計画の構成

〔基本方針〕

〔基本目標〕

〔基本施策〕

子どもがまんなかのまちづくり

1
こどもの
ウェルビーイングを実現します

- (1) 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有および権利の保障
- (2) 多様な遊びや体験・活躍ができる機会や居場所づくり
- (3) 子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- (4) こどもの貧困の解消に向けた対策
- (5) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援
- (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進およびヤングケアラーへの支援
- (7) 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組

2
こどもの成長に応じた
子育て・子育てを
支援します

①
誕生前から
幼児期まで

- (1) 母子の健康支援
- (2) 親子の成長と交流の場の支援
- (3) 教育・保育サービスの充実

②
学童期
・
思春期

- (1) 教育環境の充実
- (2) 豊かな心と体づくり
- (3) 安心して学ぶことのできる環境づくり

③
青年期

- (1) 就学支援の充実
- (2) 就労支援の充実
- (3) 結婚を希望する方への支援
- (4) 相談体制の充実

3
保護者が安心して産み・育てることが
できる環境を確保します

- (1) 妊娠から出産、子育て・教育の経済的負担の軽減
- (2) 地域子育て支援、家庭教育支援
- (3) 男女協働の子育ての推進
- (4) ひとり親家庭への支援
- (5) 子育て相談・情報提供の充実
- (6) 持続可能な地域社会の形成

基本目標

1

こどものウェルビーイングを実現します

こども基本法の精神にのっとり

全てのこどもの福祉の実現を目指す

全てのこども・若者が、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会を実現します。

そのため、こども・若者の権利の意識の醸成に向けて、啓発をしていきます。さらに、こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図ります。

重点事業

- 1 「青梅市こども基本条例（仮）」の制定
- 2 こどもの権利の周知・啓発
- 3 総合長期計画で示された各種居場所事業の検討
- 4 大型児童センターの設置に向けた検討
- 5 こどもまんなか応援基金の活用
- 6 こどもの意見聴取・意見表明機会の充実
- 7 こども家庭センター事業の充実
- 8 ヤングケアラー対策の推進

チャレンジ事業

- 1 こどもの権利の保障に取り組む組織づくり
- 2 こども・中高生の居場所づくり
- 3 こどもを守る暴力防止のための予防教育プログラムの展開

基本目標

2

こどもの成長に応じた子育て・子育てを支援します

こどもの成長に合わせた

適切な支援の充実を目指す

- ① 誕生期から幼児期まで
- ② 学童期・思春期
- ③ 青年期

のそれぞれの時期に合わせた支援を行っていきます。

① 誕生前から幼児期まで

妊娠・出産から安心して子育てができるよう、周産期に求められる様々なニーズに対して、切れ目ない情報提供や相談支援の充実、保健・医療・福祉の支援体制により、産前産後の支援の充実と体制強化への取組を進めていきます。

重点事業

- 1 母子保健事業の実施
- 2 子育て支援事業の充実
- 3 育児支援ヘルパー事業の活用普及

チャレンジ事業

- 1 若年妊婦への支援

重点事業とは…基本方針および基本目標達成のため、計画期間中に重点的に取組を進めていく事業

チャレンジ事業とは…基本方針および基本目標達成の目指す方向性を、さらに充実させるために、計画期間中に事業実施の検討に取り組む事業

② 学童期・思春期

自己肯定感の醸成とともに、規範意識や思いやりの心を育て、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜き、地域の課題解決を社会の構成員として主体的に担う力を発達の段階等に応じて身に付けることができるよう支援していきます。

重点事業

- 1 心身の健やかな成長のための相談支援体制の充実
- 2 誰もが参加できるあそびと体験の場の充実

チャレンジ事業

- 1 地域と連携した郷土愛を育む気運の醸成
- 2 不登校や高校中退者への支援

③ 青年期

進学を希望する若者が家庭の経済状況にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学する機会を確保できるよう、高等教育段階の修学支援をしていきます。

また、若者の就職活動段階において、マッチングの向上等を図ることや、結婚を希望する方に対して、出会いの機会・場の創出支援に取り組み、より広域での展開、官民連携、伴走型の支援を充実させていきます。

重点事業

- 1 結婚した方、希望する方への支援の充実

チャレンジ事業

- 1 高校生・大学生との協働プロジェクト
- 2 若者が気軽に利用できる居場所の整備
- 3 ユースヘルスケアへの取組
- 4 若者の相談支援の体制整備

基本目標

3

保護者が安心して産み・育てることができる環境を確保します

子育て当事者への支援の充実を目指す

安心して産み・育てることができる環境の確保に向けて、子育て支援のための経済的負担の軽減、地域ネットワークによる子育て・家庭教育支援、共働き家庭のワーク・ライフ・バランスの理解や促進、ひとり親家庭への支援、子育て情報提供の充実、持続可能な地域社会の形成などに取り組んでいきます。

重点事業

- 1 学校給食費無償化の継続実施
- 2 保育所および幼稚園等の副食費補助の継続実施
- 3 子育て世代包括支援センター事業の充実
- 4 出産・子育て応援事業の実施
- 5 こどもに対する医療費助成制度の充実
- 6 ひとり親支援の充実
- 7 子育て情報の提供の充実

チャレンジ事業

- 1 一時預かり事業の拡充
- 2 小学校始業前の児童の居場所確保
- 3 ひとり親家庭への支援の充実

7 計画全体の指標と推進

計画全体の指標

本計画の策定にあたり実施したアンケート調査結果にもとづく「現状値」と、計画期間中に達成すべき「目標値」を、右表のとおり設定しています。

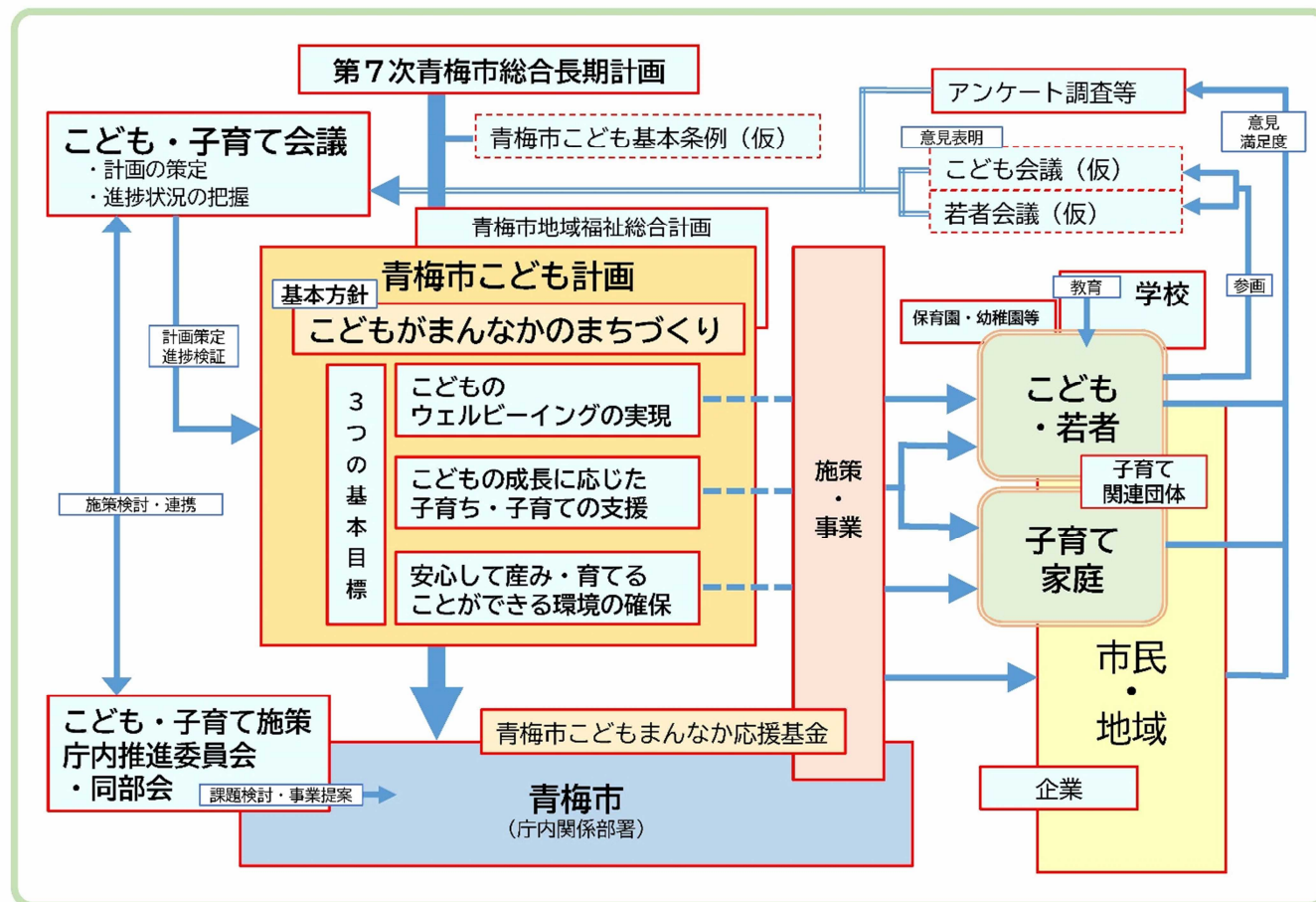
	指標項目	現状値	目標値
1	「こどもの権利」について、「聞いたことがある」と回答する小学生から18歳の割合	60.6%	80%以上
2	「将来、青梅市に住みたいと思う」と回答する中学生の割合	47.6%	60%以上
3	「自分に自信がある」と思う中高生の割合	47.3%	70%以上
4	「自分の将来の夢や目標を持っている」と回答するこどもの割合	63.6%	80%以上
5	困っていることや悩んでいることがあるとき「誰にも相談しない」と回答するこどもの割合	11.2%	3%以下
6	こどもにおけるヤングケアラーの認知度「知らない」と答える中高生の割合	48.4%	20%以下
7	青梅市の暮らしに満足している若者の割合	70.1%	80%以上

本計画の基本方針「こどもがまんなかのまちづくり」の実現を目指して、3つの基本目標を中心に、各施策を関係機関と連携しながら、着実に施策を推進していきます。

また、こども・若者の参画による意見表明の機会を設けるとともに、定期的に市民に対するアンケート調査を行い、計画の成果を踏まえた、施策の展開を図っていきます。

計画の進行管理は、「こども・子育て会議」や「こども・子育て施策庁内推進委員会」において、計画にもとづく各施策の進捗状況と計画全体の成果を、PDCAサイクルのプロセスにより確認・評価していきます。

加えて、事業の実施においては、状況の変化に合わせた成果をあげるためOODA（ウーダ）ループの考えも取り入れ、各年度施策の検証と合わせて必要な見直しを行うことにより、改善を図りながら適切なタイミングに有効な施策を行うことに努めていきます。



こどもや若者の視点に立ち、意見を受けとめ、こどもにとって最善の利益を第一に考える
「こどもの権利」を尊重する地域社会の形成

地 域

市 民

市民一人ひとりが、「こどもの権利」を十分に理解し、こども・若者の育ちを支えていく社会の一員であることを認識するとともに、自分の子育てと他人の子育てに関心を持ちながら、生活していくことが大切です。

家 庭

家庭は、こども・若者の人格形成や基本的生活習慣の確立にとって重要な役割を持ちます。

思いやりや自主性、責任感などを育むため、こどもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行っていくとともに、やすらぎのあるふれあいのもと、相互に助け合える人間関係の形成に努めることが大切です。

企 業

企業は、従業員が子育てしながら働けることができるよう、バランスのとれたゆとりのある就業環境や条件の整備を進めることが大切です。

また、地域と密接に関わり、子育てしやすい地域社会へのより一層の貢献と参画が図られることが期待されます。

地域社会は、こどもを含め、そこに住む全ての人々が健全な生活を営み、充実した日々を過ごすための大切な場です。

こども・若者は次代を担うかけがえのない「宝」であり、自治会や隣近所など地域全体が協力し合って、こどもの成長や若者の交流を見守り、育んでいくことが大切です。

こども・若者

「こどもの権利」をこども自身が認識し、大人たちから見守られながら成長していくことが大切です。

「こどもの権利」4つの原則

- ・差別のないこと
- ・こどもにとって最もよいこと
- ・命を守られ成長できること
- ・こどもが意味のある参加ができること

保育園、幼稚園等
・学 校

保育園、幼稚園等は、生涯にわたるウェルビーイングにとって最も重要となる幼児期（はじめの100か月）を担っています。

学校は、こどもたちが心豊かに主体的、創造的に生きていくための基礎的な資質や能力を育む場です。

人間性や社会性を十分に育むことができるよう、家庭や地域と協調・連携し、多様な体験を通じて、「生きる力」を身につけられるよう教育を推進していくことが大切です。

行 政

子育て関連団体

子育て関連団体は、日々の活動の中で多くのこどもや保護者と身近に接し、子育てを支援するとともに、遊びを通じこどもの成長を見守っています。

行政と協力し、子育てしやすいまちづくりをともに進めていきます。

市は、「こどもの権利」および「こども計画」を広く市民に知らせ、認識の普及を図るとともに、家庭、学校、地域、企業と連携しながら、保育、地域の子育て支援、母子保健、学校・家庭教育、こども・若者などへの支援にかかる事業を展開します。

また、こども・若者本人の要望や意見、子育て家庭の要望などに対して真摯に耳を傾け、そのニーズに対応し、幅広い視点から総合的にこども施策を推進していくことが求められています。